

申請案件およびバリデーション審査結果等の概要

気候変動対策認証センター
バリデーションチーム

今回のオフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会において審議対象となっている申請案件、認証センターにより行った審査結果ならびに当プロジェクトに対するパブリックコメントの概要は以下の通りである。

1. 申請案件「北海道 4 町連携による間伐促進型森林づくり事業」

(1) プロジェクトの概要

プロジェクト名	北海道 4 町連携による間伐促進型森林づくり事業						
申請受理日	2009年 5 月 8 日						
プロジェクト代表事業者	森林バイオマス吸収量活用推進協議会						
プロジェクト事業者	足寄町（アショロチョウ） 下川町（シモカワチョウ） 滝上町（タキノウエチョウ） 美幌町（ビホロチョウ）						
その他プロジェクト参加者	なし						
オフセット・クレジット（J-VER）取得予定者	森林バイオマス吸収量活用推進協議会						
プロジェクト概要	本事業は、間伐の実施により対象森林の健全性を確保するとともにCO2吸収量を増大することを目的としている。CO2吸収量のクレジットによる追加的資金により持続可能な森林経営を実現する。						
プロジェクト開始年月日	2007年 4 月 1 日						
クレジット期間	2008年 4 月 1 日～2013年 3 月 31 日						
想定吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	4,431	6,143	8,921	11,132	12,293	42,920
ポジティブリスト	No. 0002-1						
方法論	JAM 0002-1（森林経営活動によるCO2吸収量の増大（間伐促進型プロジェクト）に関する方法論）						

(2) 審査結果

審査内容	バリデーションチームの審査結果
適格性要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 条件1：プロジェクト実施地が森林法第5条に定める森林であることと明記されていることから妥当と判断される。 ● 条件2：プロジェクト実施地において行われる施業が、以下の2つの条件を満たす間伐であり、妥当と判断される。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ プロジェクト参加者が所有、または管理する土地以外の箇所も含め、クレジット発行対象期間内に当該森林の転用、主伐は計画されていないことが明確に記述されている。 ➢ 足寄町と滝上町が2008年4月1日、下川町が2007年4月1日、美幌町が2007年10月1日以降に森林施業計画等に基づき施業（間伐）するものである。 ● 条件3：プロジェクト実施地が、以下のとおり、持続的な森林経営の対象地であることが証明可能であり、妥当と判断される。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 当該プロジェクトは、森林施業計画認定書のとおり足寄町、下川町、滝上町、美幌町の4市町から認定を受けており、同計画に基づき森林管理活動を実施し、第三者が検証する予定。
排出量算定	<ul style="list-style-type: none"> ● 施業年と吸収算定年につき、J-VER制度モニタリング方法ガイドラインI-7の考え方に沿った算式を採用しており、妥当と判断される。また、プロジェクト吸収量の算定にあたっては、モニタリング方法ガイドラインに準拠しており妥当と判断される。
モニタリング計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 純吸収量で考慮する温室効果ガス排出・吸収活動、吸収量算定式、面積の測定、拡大係数、幹材積、容積密度、地上部に対する地下部の比率、地位級の選定、モニタリング体制・フロー、QA/QCについて妥当であると判断される。
その他の論点	<ul style="list-style-type: none"> ● 特になし。
認証運営委員会への推奨	<ul style="list-style-type: none"> ● オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則に基づいて実施された当バリデーションの範囲で、バリデーションプロセス及び手順を進めた結果、本プロジェクトは、ポジティブリストの適格性基準を満たしていることが確認された。また、吸収量の計算方法、モニタリング方法等については、ルールへの準拠性が確認され、当制度における重要性基準としての吸収量の10%以内という水準を確保していることを確認した。デスクレビュー及びインタビューにおいて判明した範囲において、本プロジェクトが、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認し、本プロジェクトに対しオフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会による登録を行うことを推奨する。

(3) パブリックコメントの概要

該当箇所	ご意見
	意見募集期間中にいただいたご意見はなかった。

2. 申請案件「住友林業株式会社社有林管理プロジェクトI(宮崎事業区山瀬地区)」

(1) プロジェクトの概要

プロジェクト名	住友林業株式会社社有林管理プロジェクトI (宮崎事業区山瀬地区)						
申請受理日	2009年5月11日						
プロジェクト代表事業者	住友林業株式会社						
プロジェクト事業者	住友林業株式会社						
その他プロジェクト参加者	なし						
オフセット・クレジット (J-VER) 取得予定者	住友林業株式会社						
プロジェクト概要	<p>本プロジェクトの目的は、持続可能な森林経営により、温室効果ガスの更なる吸収を図り、林業の活性化及び他の公益的機能の発揮を目指すことである。</p> <p>また、プロジェクトの内容は、同社の森林施業計画に基づいた主伐、植林、間伐等の一連の森林管理を実施することである。</p>						
プロジェクト開始年月日	1999年4月1日						
クレジット期間	2008年4月1日～2013年3月31日						
想定吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	1,889	1,844	1,800	1,759	1,687	8,979
ポジティブリスト	No. 0002-2						
方法論	JAM 0002-2 (森林経営活動によるCO2吸収量の増大(持続可能な森林経営促進型プロジェクト)に関する方法論)						

(2) 審査結果

審査内容	バリデーションチームの審査結果
適格性要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 条件1：プロジェクト実施地は、森林法第5条に定める森林であることと明記されていることから妥当と判断される。 ● 条件2：プロジェクト実施地において行われる施業は、以下の条件を満たすことから妥当と判断される。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 本プロジェクトの対象となる森林の施業履歴は、平成17年以降の履歴で全ての面積が施業されていることが確認可能である。 ➢ 森林施業計画から間伐及び主伐が計画されており、転用が計画されていないことを確認可能である。 ● 条件3：プロジェクト実施地が、以下のとおり、持続的な森林経営の対象地であることが証明可能であり、妥当と判断される。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 森林施業計画番号：17-1(変8-20)。計画期間は、平成18年4月1日～平成23年3月31日と記述されており、また施業計画の長期方針の部分についても、添付23の「森林施業計画書」の長期の方針を確認した。
排出量算定	<ul style="list-style-type: none"> ● 方法論No.0002-2の算定式が採用され、算定に使用されている前提、数値、算出方法が明記されており、妥当と判断される。
モニタリング計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 純吸収量で考慮する温室効果ガス排出・吸収活動、吸収量算定式、面積の測定、拡大係数、幹材積、容積密度、地上部に対する地下部の比率、地位級の選定、モニタリング体制・フロー、QA/QCについて妥当であると判断される。
その他の論点	<ul style="list-style-type: none"> ● 特になし。
認証運営委員会への推奨	<ul style="list-style-type: none"> ● オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則に基づいて実施された当バリデーションの範囲で、バリデーションプロセス及び手順を進めた結果、本プロジェクトは、ポジティブリストの適格性基準を満たしていることが確認された。また、排出削減・吸収量の計算方法、モニタリング方法等については、ルールへの準拠性が確認され、当制度における重要性基準としての吸収量の10%以内という水準を確保していることを確認した。デスクレビュー及びインタビューにおいて判明した範囲において、本プロジェクトが、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認し、本プロジェクトに対しオフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会による登録を行うことを推奨する。

(3) パブリックコメントの概要

該当箇所	ご意見
	意見募集期間中にいただいたご意見はなかった。

3. 申請案件「高知県森林吸収量取引プロジェクト」

(1) プロジェクトの概要

プロジェクト名	高知県森林吸収量取引プロジェクト						
申請受理日	2009年5月14日						
プロジェクト代表事業者	高知県						
プロジェクト事業者	高知県						
その他プロジェクト参加者	<ul style="list-style-type: none"> • 南陽宮地共同事業体 (南陽建設株・宮地造林(有)) • 土佐建興・竹村総合共同企業体 (有土佐建興・有竹村総合建設) • 株式会社 とされいほく 						
オフセット・クレジット (J-VER) 取得予定者	高知県						
プロジェクト概要	当プロジェクトでは、オフセット・クレジット (J-VER) 制度による資金を調達することにより、森林所有者の負担を軽減することで、森林整備を推進し、公益性を高め、温暖化対策としてのCO2吸収源対策を推進していく。						
プロジェクト開始年月日	2008年4月1日						
クレジット期間	2008年4月1日～2013年3月31日						
想定吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	340	812	1,039	1,382	1,526	5,099
ポジティブリスト	No. 0002-1						
方法論	JAM 0002-1 (森林経営活動によるCO2吸収量の増大 (間伐促進型プロジェクト) に関する方法論)						

(2) 審査結果

審査内容	バリデーションチームの審査結果
適格性要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 条件1：プロジェクト実施地が森林法第5条に定める森林であることと明記されていることから妥当と判断される。 ● 条件2：プロジェクト実施地において行われる施業が、以下の2つの条件を満たす間伐であり、妥当と判断される。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ プロジェクト参加者が所有、または管理する土地以外の箇所も含め、クレジット発行対象期間内に当該森林の転用、主伐は計画されていないことが明確に記述されている。 ▶ 2008年4月1日以降に森林施業計画に基づき行われる施業（間伐）である。 ● 条件3：プロジェクト実施地が、以下のとおり、持続的な森林経営の対象地であることが証明可能であり、妥当と判断される。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 当該プロジェクトは、森林施業計画認定書のとおり宿毛市、四万十市、大豊町の3市町から認定を受けており、同計画に基づき森林管理活動を実施し、第三者が検証する予定。
排出量算定	<ul style="list-style-type: none"> ● 施業年と吸収算定年につき、J-VER制度モニタリング方法ガイドラインI-7の考え方に沿った算定式を採用しており、妥当と判断される。また、プロジェクト吸収量の算定にあたっては、モニタリング方法ガイドラインに準拠しており妥当と判断される。
モニタリング計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 純吸収量で考慮する温室効果ガス排出・吸収活動、吸収量算定式、面積の測定、拡大係数、幹材積、容積密度、地上部に対する地下部の比率、地位級の選定、モニタリング体制・フロー、QA/QCについて妥当であると判断される。
その他の論点	<ul style="list-style-type: none"> ● なし
認証運営委員会への推奨	<ul style="list-style-type: none"> ● オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則に基づいて実施された当バリデーションの範囲で、バリデーションプロセス及び手順を進めた結果、本プロジェクトは、ポジティブリストの適格性基準を満たし、方法論に照らした算定式が設定されており、適格性基準に整合していることが確認された。また、排出削減・吸収量の計算方法、モニタリング方法等については、ルールへの準拠性が確認され、当制度における重要性基準としての吸収量の10%以内という水準を確保していることを確認した。デスクレビュー及びインタビューにおいて判明した範囲において、本プロジェクトが、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認し、本プロジェクトに対しオフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会による登録を行うことを推奨する。

(3) パブリックコメントの概要

該当箇所	ご意見
	意見募集期間中にいただいたご意見はなかった。